別表十二(四) 「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関 明細書	事業年 又は連事業年	:結 法人名	万 之 十) 円 (四
	<u> </u>	期 首 金 属 鉱 業 等鉱 害防止準備金の金額	6 円(E
事業場の名称 1	期	鉱害防止積立金の取戻しを した場合の益金算入額 期	7
	1.15	益金 富 立 章 入 額	8
特 定 施 設 の 名 称 2	額の	額 計 (7)+(8)	9
	—————————————————————————————————————	当期準備金積立額のうち損金算 入額 (3)-(5)	10 男
当期準備金積立額3	,	期末金属鉱業等鉱害防止準備金 の金額 (6)-(9)+(10)	11 万 万
	貸借	貸借対照表に計上されている 金属鉱業等鉱害防止準備金	12
積 立 限 度 額 (当期中に独立行政法人石油天然) 4	対 照 表	差 引 (12) —(11)	13 月 月 月
(ガス・金属鉱物資源機構に積み) 立てた鉱害防止積立金の金額	の 金額 と の	当 期 貸借対照表の取崩不足額 (9)-((3)-((12)-前期の(12)))	14
積立限度超過額5	美	労	15
(3) - (4)	補	前前 期分 前期末における差額 (前期の(13))	16
			法 0301-1204

「10」欄

金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入を適用している場合

- ①「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の44第1項」※1又は「第68条の44第6項」※2
- ②「区分番号」欄:「10191」
- ③ 「適用額」欄: 当該別表十二(四)「10」欄の金額(円単位)
- ※1 ※2に該当するもの以外
- ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合